

第2次沼津市消費者教育推進計画

令和3年度～令和7年度

(2021年度～2025年度)

令和3年3月

沼津市

はじめに



国において、総合的かつ一体的な推進により国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的として、平成24年（2012年）に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、市町村は「消費者教育推進計画」を策定するよう努めることとされました。

本市では、平成28年（2016年）3月に「沼津市消費者教育推進計画」を策定し、令和2年度（2020年度）までの計画期間として、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営む社会の実現を目指す取組を進めてまいりました。

近年の消費者を取り巻く社会経済情勢は、デジタル化の進展による電子商取引の拡大、自然災害の激甚化・多発化など大きく変化しており、高齢化の進行や世帯の単身化、地域におけるつながりの希薄化など、不安を抱える消費者の増加が考えられます。また、令和4年（2022年）4月1日には、成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が施行されます。

これらを踏まえ、このたび令和3年度（2021年度）から5年間を計画期間とする、「第2次沼津市消費者教育推進計画」を策定いたしました。本計画では、「明るい未来（消費者市民社会の形成）につながる、安全・安心なまちづくり」を基本理念とし、前計画から引き続いて5つの重点目標を設定し、取組の方向性を示しております。

本市が目指す将来都市像「人・まち・自然が調和し、躍動するまち」に向かい、安全・安心の確保に取り組んでまいりますので、引き続き、市民の皆さまや関係機関・関係団体の皆さまのご理解・ご協力と積極的な参画をお願いいたします。

令和3年3月

沼津市長 頼重 秀一

目 次

第1章 「沼津市消費者教育推進計画」の基本的な考え方

1 推進計画策定の趣旨	1
2 推進計画の位置づけ	2
3 推進計画の期間	3
4 推進計画の推進体制	3
5 推進計画の成果指標	4

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

1 本市における消費生活相談の状況	
(1) 相談件数の推移と相談内容別件数	5
(2) 若年者の消費者トラブル	7
(3) 高齢者の消費者トラブル	8
2 消費者教育推進のための基礎調査の結果	11
3 市民意識調査の結果	23
4 本市の消費者教育に関する取組状況	
(1) 重点目標別取組状況	31
(2) 重点目標別事業の達成度	38

第3章 国県の動向と重点目標

1 国の動き	40
2 県の動き	42
3 重点目標	43
4 施策の体系	45

第4章 消費者教育推進上の具体的な取組

1 重点目標別取組事例	46
2 ライフステージごとの具体的な取組	47

(資料)

消費生活センターを拠点化した消費者教育の取組イメージ	55
消費者教育推進におけるイメージマップ	56
沼津市消費者教育推進地域協議会設置要綱、委員名簿	58